## 質問者 下飯 尊生 議員(15番)

## 1 ふるさと納税による沼田市の税収について

ただいまの下飯 尊生議員のご質問にお答え申し上げます。

ふるさと納税による本市の税収について、でありますが、

令和4年度における本市へのふるさと納税額につきましては、

1億1, 272万6千円でありました。

これに対し、市民が令和4年に、ほかの自治体にふるさと納税した ことにより、本来本市に納税される市民税額は、4,500万円余り 減少します。

単純な差し引きでは、概ね6,700万円のプラスとなります。さらに、本来本市に納税されるはずであった市民税額、約4,500万円の内、75パーセントに当たる概ね3,300万円が国から補われます。

市民が、ほかの自治体にふるさと納税することは、下飯議員がおっ

しゃるとおり市の税収が減ることになります。しかし、ふるさと納税制度は、納税者が寄附先を選択できる制度であり、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域等へも力になれる仕組みです。国では自治体が国民に取り組みをアピールし、自治体間の競争が進むこと、地域の在り方を改めて考えるきっかけとなることを、この制度の大切な意味合いとして定め、推進しています。

本市へのふるさと納税額は、制度開始以来、右肩上がりに推移していますが、本市の魅力を発信することはもちろんのこと、事業者の皆さんにご協力をいただき、魅力的な返礼品を増やしていくことが更なる税収増加につながるものと考えています。

以上申し上げまして、下飯 尊生議員のご質問に対する答弁とさせ ていただきます。